

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 行 政 局
書 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

ページ

規 則

○北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

訓 令

○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 2

○北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 6

道人事委員会規則

○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 10

○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 11

○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… 12

規

則

北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第69号

北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則

北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則（平成21年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（裏面）中「処分書を受けた」を「処分があったことを知った」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、同備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第2号様式（裏面）中「処分書を受けた」を「処分があったことを知った」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、同備考3の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式（裏面）中「処分書を受けた」を「処分があったことを知った」に、「の

翌日から起算して6月」を「から6月」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、同備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第4号様式（裏面）中「処分書を受けた」を「処分があったことを知った」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、同備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第5号様式（裏面）中「処分書を受けた」を「処分があったことを知った」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、同備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第6号様式（裏面）中「処分書を受けた」を「処分があったことを知った」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、同備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第7号様式（裏面）中「命令書を受けた」を「命令があったことを知った」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、同備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第8号様式（裏面）中「命令書を受けた」を「命令があったことを知った」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、同備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第9号様式（表面）中「の翌日から起算して」を「から」に改め、同様式（裏面）備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第10号様式（裏面）中「命令書を受けた」を「命令があったことを知った」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、同備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第11号様式（裏面）中「命令書を受けた」を「命令があったことを知った」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「の翌日から起算して1年」を「から1年」に改め、同備考2の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

2 この規則の施行前に通知したこの規則による改正前の北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則別記第1号様式から別記第11号様式までの様式による書面は、この規則による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則別記第1号様式から別記第11号様式までの様式による書面とみなす。

訓

令

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令
北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「勤務時間等規則第19条」を「勤務時間等規則第11条の2第4項の規定による申出及び同条第5項又は第6項の規定による申出の内容の変更は子育て部分休暇簿（別記第6号様式の2）（第1面）により、勤務時間等規則第19条」に、「請求は、」を「請求は」に、「子育て部分休暇承認請求書（別記第6号様式の2））によりあらかじめ」を「子育て部分休暇簿）により、それぞれ」に改め、同条第4項中「により」を「）により」に改める。

別記第6号様式の2を次のように改める。

別記第6号様式の2（第5条関係）

子 育 て 部 分 休 暇 簿

（第1面）

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通）		
	月 日		①1日につき2時間を超えない範囲内（第1号子育て部分休暇） ②1年につき人事委員会規則で定める時間（10日相当）を超えない範囲内（第2号子育て部分休暇）		

3 変更（第1回目）	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁
	月 日				

3 変更（第2回目）	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁
	月 日				

令和7年（2025年）9月30日（火曜日）北海道公報号外第23号 2

4 備考	
------	--

- (注)
- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
 - 2 請求に係る子が12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であることを証明する書類（障害者手帳の写し等）を添付すること。
 - 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
 - 4 第1号子育て部分休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理 番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間			請求月日	請求者 等の印	承認の 可 否	決裁		整理者 の 印	備 考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間							
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						

7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						

第1号子育て部分休暇の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理 番号	子育て部分休暇の承認の取消しの期間		請求者 等の印	決裁		整理者 の 印	備 考
	月 日	時 間					
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					

10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
11	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
12	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
13	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
14	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
15	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					

第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合

(第4面)

年度

整理 番号	第2号子育て部分休暇の時間数												時間 分											
	子育て部分休暇の承認の請求をする期間						請 求 時間数	残時間数	請求月日	請求者 等の印	承認の 可 否	決裁		整理者 の 印	備 考									
	月 日			時 間																				
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						

8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日							
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日							
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日							
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日							
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日							
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日							
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日							
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日							

別記第8号様式中「第5条第4項」を「第5条第7項」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（部分休業の申出等）

第8条の2 法第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による申出の内容の変更は、部分休業簿（別記第5号様式）（第1面）により所属長に対して行うものとする。
第9条第1項中「部分休業承認請求書（別記第5号様式）」を「部分休業簿」に改める。
別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第8条の2、第9条関係）

部 分 休 業 簿

（第1面）

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通）
	月 日		① 1日につき2時間を超えない範囲内（第1号部分休業） ② 1年につき人事委員会規則で定める時間（10日相当）を超えない範囲内（第2号部分休業）

3 変更（第1回目）	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁
	月 日				

3 変更（第2回目）	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁
	月 日				

4 備考	
------	--

(注)

1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。

2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。

3 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号部分休業の承認の請求の場合 (第2面)

____年度

整理 番号	部分休業の承認の請求をする期間			請求月日	請求者 等の印	承認の 可 否	決裁		整理者 の 印	備 考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間							

1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日							

第1号部分休業の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理 番号	部分休業の承認の取消しの期間		請求者 等の印	決裁		整理者 の 印	備 考
	月 日	時 間					

1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					

第2号部分休業の承認の請求の場合

(第4面)

年度

第2号部分休業の時間数										時間 分			
整理 番号	部分休業の承認の請求をする期間				請 求 時間数	残時間数	請求月日	請求者 等の印	承認の 可 否	決裁		整理者 の 印	備 考
	月 日		時 間										

1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日						

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年9月30日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則13－116

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第2号中「この項」を「この号及び第11条の2第4項」に改める。

第11条の2第1項中「30分」を「次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 条例第15条の2第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この条及び第12条の3において「第1号部分休暇」という。） 30分

(2) 条例第15条の2第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この条において「第2号部分休暇」という。） 1時間

第11条の2第2項中「子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業）」を「第1号部分休暇は、1日につき2時間（第1号部分休業）」に改め、同項を同条第8項とし、同条第1項の次に次の6項を加える。

2 前項第2号の規定にかかわらず、第2号部分休暇の単位は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて請求があったとき 当該残時間数

3 条例第15条の2第2項の人事委員会規則で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、前項に規定する期間ごとに、あらかじめ、第1号部分休暇又は第2号部分休暇のいずれを請求するかを任命権者に申し出るものとする。この場合において、当該職員が育児休業条例第25条に規定する第1号部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求の申出をしている場合は第1号部分休暇の請求を、同条例第25条の2に規定する第2号部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求の申出をしている場合は第2号部分休暇の請求を申し出なければならない。

5 職員は、第1号部分休暇の請求の申出をしている場合に第2号部分休業を請求しようとするとき又は第2号部分休暇の請求の申出をしている場合に第1号部分休業を請求しようとするときは、前項の規定による申出の内容を変更しなければならない。

6 第4項の規定による申出した職員は、人事委員会が定める特別の事情がある場合には、当該申出の内容を変更することができる。

7 第4項の規定による申出した職員は、当該申出した範囲内（第5項又は前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

第11条の2に次の2項を加える。

9 条例第15条の2第2項第2号の人事委員会規則で定める時間は、77時間30分とする。

10 第2号部分休暇は、1年につき77時間30分から第2号部分休業の承認を受けて勤務しな

い時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第12条の2第2項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に改め、同項ただし書を削る。

第12条の3第3項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は条例第15条の2の規定による子育て部分休暇）」を「につき2時間（第1号部分休業又は第1号部分休暇）」に改める。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（条例第19条の2第2項の人事委員会規則で定める期間）

第23条 条例第19条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第15条の2第1項に規定する職員が同条第2項第2号に掲げる範囲内でこの規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇を請求する場合におけるこの規則による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条の2第9項及び第10項の規定の適用については、これらの規定中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則13－117

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第2号中「この項」を「この号及び第11条の2第4項」に改める。

第11条の2第1項中「30分」を「次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 条例第15条の2第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この条及び第12条の3において「第1号部分休暇」という。） 30分

(2) 条例第15条の2第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この条において「第2号部分休暇」という。） 1時間

第11条の2第2項中「子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業）」を「第1号部分休暇は、1日につき2時間（第1号部分休業）」に改め、同項を同条第8項とし、同条第1項の次に次の6項を加える。

2 前項第2号の規定にかかわらず、第2号部分休暇の単位は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて請求があったとき 当該残時間数

3 条例第15条の2第2項の人事委員会規則で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、前項に規定する期間ごとに、あらかじめ、第1号部分休暇又は第2号部分休暇のいずれを請求するかを教育委員会に申し出るものとする。この場合において、当該職員が育児休業条例第25条に規定する第1号部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求の申出をしている場合は第1号部分休暇の請求を、同条例第25条の2に規定する第2号部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求の申出をしている場合は第2号部分休暇の請求を申し出なければならない。

5 職員は、第1号部分休暇の請求の申出をしている場合に第2号部分休業を請求しようとするとき又は第2号部分休暇の請求の申出をしている場合に第1号部分休業を請求しようとするときは、前項の規定による申出の内容を変更しなければならない。

6 第4項の規定による申出をした職員は、人事委員会が定める特別の事情がある場合には、当該申出の内容を変更することができる。

7 第4項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第5項又は前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

第11条の2に次の2項を加える。

9 条例第15条の2第2項第2号の人事委員会規則で定める時間は、77時間30分とする。

10 第2号部分休暇は、1年につき77時間30分から第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第12条の2第2項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に改め、同項ただし書を削る。

第12条の3第3項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は条例第15条の2の規定による子育て部分休暇）」を「につき2時間（第1号部分休業又は第1号部分休暇）」に改める。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（条例第19条の2第2項の人事委員会規則で定める期間）

第23条 条例第19条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第15条の2第1項に規定する職員が同条第2項第2号に掲げる範囲内でこの規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇を請求する場合におけるこの規則による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条の2第9項及び第10項の規定の適用については、これらの規定中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則17－19

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17－0）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改め、同条中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に、「で1年間」を「であって1年間」に、「非常勤職員と」を「ものと」に改める。

第9条中「で1年間」を「であって1年間」に改め、「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。